

資料編

1 本市の概況

(1) 地理

(地勢)

- 面積 726.28 km²
- 広がり 東西 42.5 km、南北 37.9 km
- 位置 新潟県の北西部、越後平野臨海部のほぼ中央に位置しています。

(地形・自然環境)

- 概ね平坦ですが、南東側ににいつ丘陵、南西側に角田・弥彦山地があり、日本最長の信濃川及び日本有数の水流と清流を誇る阿賀野川の2大河川を有しています。
- ラムサール条約湿地である佐潟をはじめ、鳥屋野潟、福島潟など多くの湖沼もあり、その周辺は公園として整備が進められ、市民の憩いの場となっています。
- 平野部は信濃川と阿賀野川の河口に蓄積した沖積層により、丘陵・山地部は各種火山岩類により形成されています。
- 海岸線は延長約 54 kmであり、海岸線に沿って砂丘地が続いています。

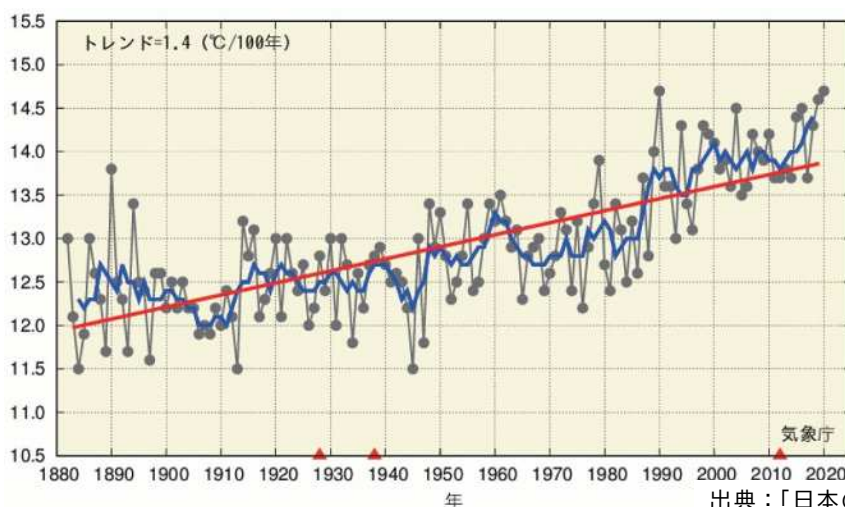
(2) 気候

(令和3年の気候)

- 年平均気温 14.5℃
- 年間降水量 1952.0mm
- 年間日照時間 1826.8時間

(年平均気温・年降水量の長期変化)

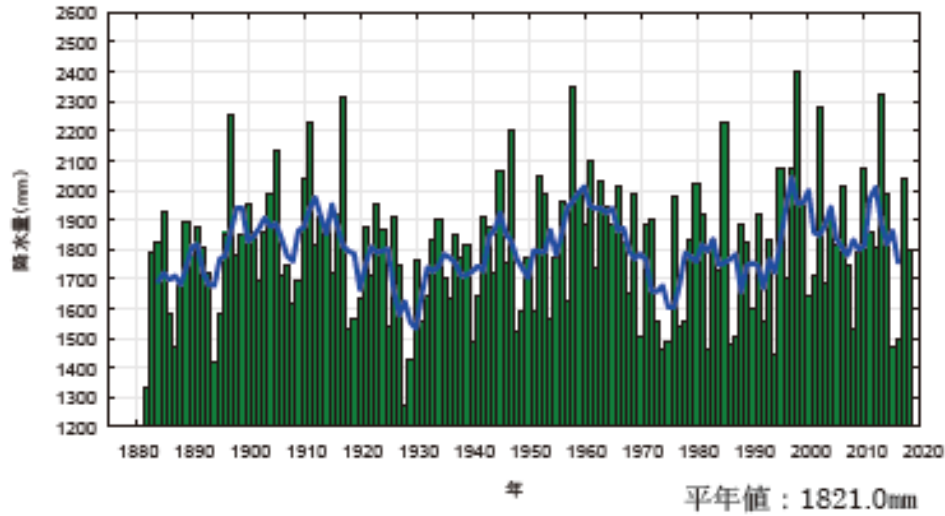
- 本市（新潟地方気象台）の年平均気温は、下図のとおり 100年あたり約 1.4℃上がっています。



出典：「日本の気候変動 2020」
(文部科学省・気象庁)

図 s-1：本市（新潟地方気象台）の気温の推移

○年間降水量については、過去 100 年で明らかな変化の傾向は確認できていません。



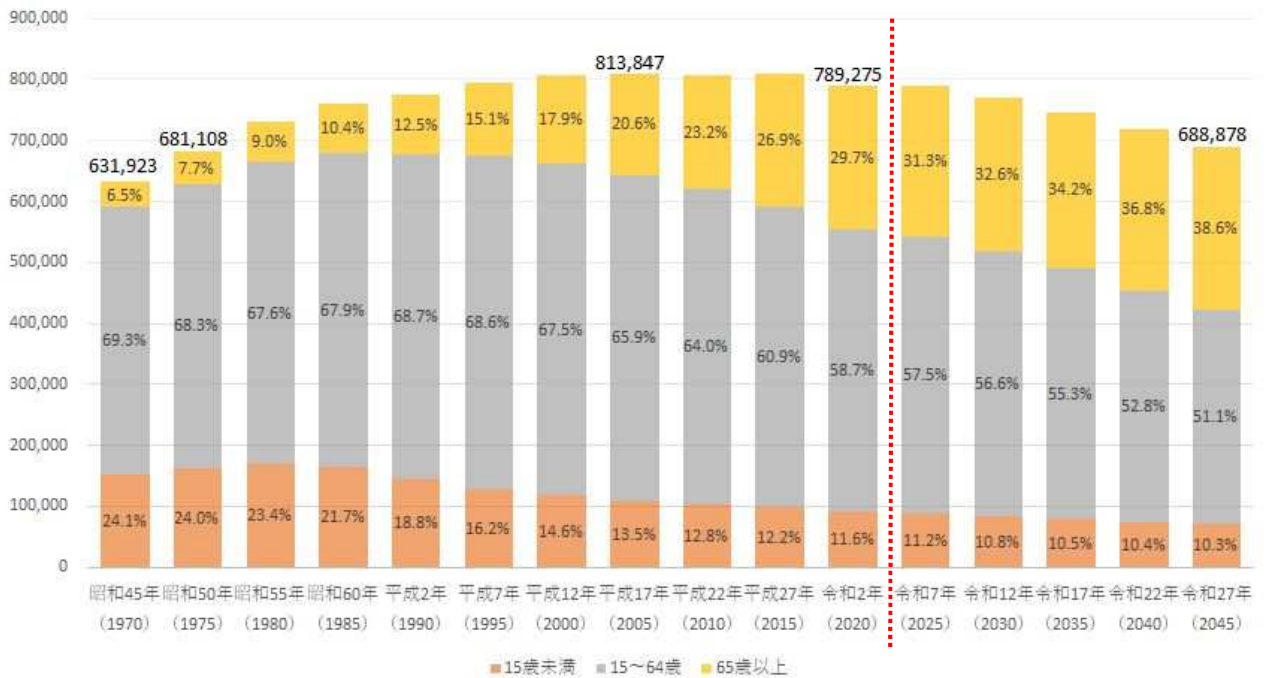
出典：「気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -」
(東京管区気象台)

図 s-2：本市（新潟地方気象台）の降水量の推移

(3) 人口

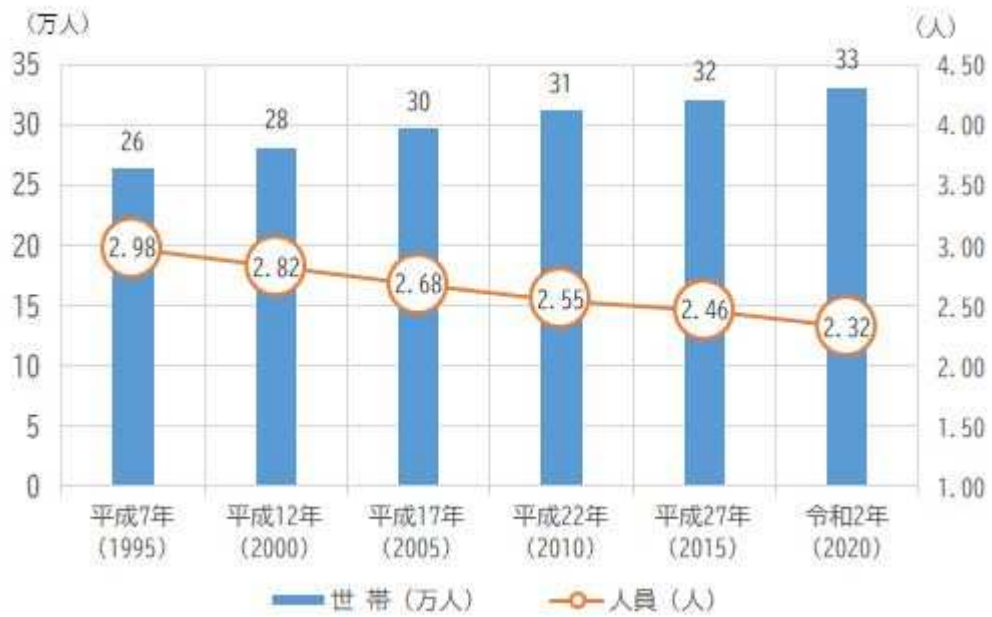
(令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在)

- 総人口 789,275 人
- 世帯数 331,272 世帯
- 人口密度 1,087 人/km²



出典：国勢調査（総務省）
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

図 s-3：本市総人口の推移と推計人口



出典：国勢調査（総務省）

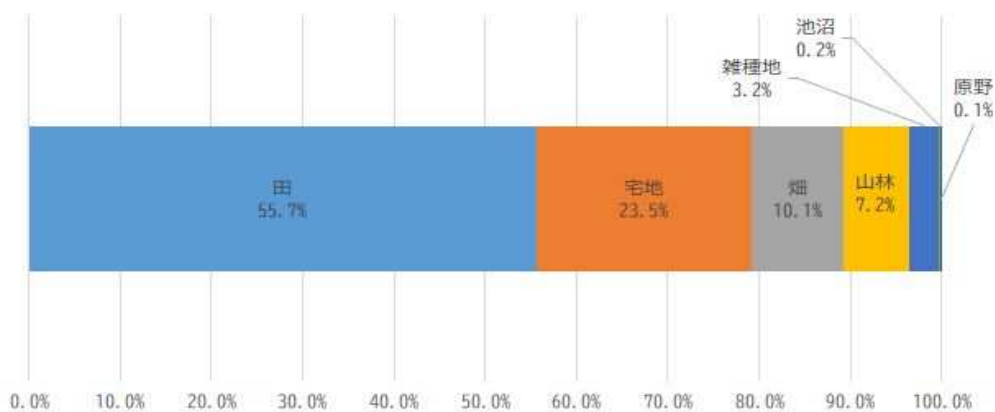
図 s-4：本市の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

表 s-1：本市の人口密度の推移

| | 平成 7 年 (1995) | 平成 12 年 (2000) | 平成 17 年 (2005) | 平成 22 年 (2010) | 平成 27 年 (2015) | 令和 2 年 (2020) |
|---------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 人口 (人) | 796,456 | 808,969 | 813,847 | 811,901 | 810,157 | 789,275 |
| 世帯数 (世帯) | 264,324 | 283,793 | 300,139 | 312,533 | 321,511 | 331,272 |
| 面積 (km ²) | 726.10 | 726.10 | 726.10 | 726.10 | 726.45 | 726.27 |
| 人口密度 (人/km ²) | 1,097 | 1,114 | 1,121 | 1,118 | 1,115 | 1,087 |

出典：新潟市統計書

(4) 土地利用



出典：新潟市統計書

図 s-5：本市の課税面積（令和 3（2021）年 1 月 1 日現在）

(5) 産業構造

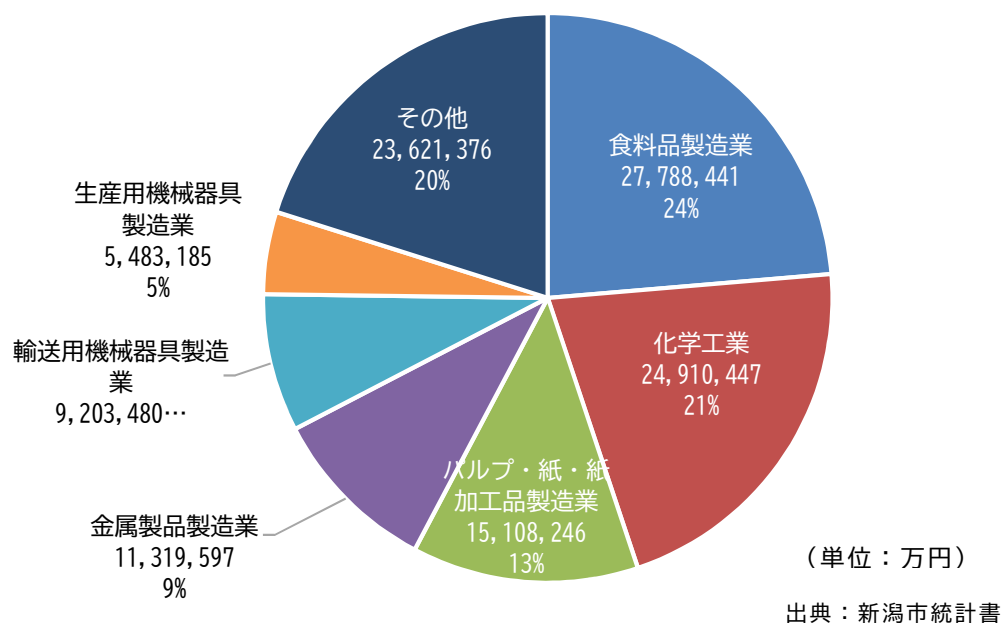


図 s-6：平成 30（2018）年度製造品出荷額等の産業分類別内訳

2 新潟市環境基本条例

平成8年7月2日

条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）
 - 第4節 環境の保全等に関する協力（第21条・第22条）
 - 第5節 推進体制の整備（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他の環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他の相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- （2） 環境の保全上の支障 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害が生ずること、又は広く公共のために確保されることが不可欠な自然環境が適正に保全されないことをいう。
- （3） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （4） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （5） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はそ

の広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生動植物の保護並びに樹林地、農地、水辺地等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間とが共生する豊かな環境を確保すること、及び人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止されるよう努めること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ新潟市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(市の施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を取ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適切な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環を基調とした社会資本の整備等)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築するため、市が自ら実施し、又は直接かかわる都市施設及び市街地開発事業その他の公共的事業に関し、効率的な物流、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び適正な水循環等が促進されるよう総合的かつ計画的な整備に努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第15条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

2 市は、農地及び未利用地その他の民有地における自然環境の保全及びそれらの健全な利用を推進するため、土地所有者の環境の保全に関する自主的な取組が促進されるよう技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に資するため、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 環境の保全等に関する協力

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(国際協力)

第 22 条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 節 推進体制の整備

第 23 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

3 策定の経緯、策定組織

(1) 策定の経緯

| 年月 | 内容 |
|--------------------|---|
| 平成 10 (1998) 年 6 月 | 新潟市環境基本計画の策定 |
| 平成 19 (2007) 年 3 月 | 第 2 次新潟市環境基本計画の策定 |
| 平成 27 (2015) 年 4 月 | 第 3 次新潟市環境基本計画の策定 |
| 令和 3 (2021) 年 11 月 | 令和 3 年度第 1 回新潟市環境審議会の開催 |
| 令和 4 (2022) 年 3 月 | 令和 3 年度第 2 回新潟市環境審議会の開催 |
| 7 月 | 令和 4 年度第 1 回新潟市環境審議会の開催 |
| 8 月 | 市民アンケート（無作為抽出）の実施 |
| 10 月 | 令和 4 年度第 2 回新潟市環境審議会の開催 市民アンケート（市民団体・学生団体）の実施 |
| 12 月 | 令和 4 年度第 3 回新潟市環境審議会の開催 |
| 令和 5 (2023) 年 2 月 | 令和 4 年度第 4 回新潟市環境審議会の開催 |
| 3 月 | 令和 4 年度第 5 回新潟市環境審議会の開催・ 新潟市環境審議会から「第 4 次新潟市環境基本 計画（案）について」答申 |
| 4 月 | 第 3 次新潟市環境基本計画策定 |

(2) 策定組織（新潟市環境審議会）

新潟市環境審議会条例により設置された附属機関で、本市における環境の保全に関する基本事項を調査・審議するための組織です。委員は学識経験者、関係行政機関の職員、市民の計 19 名（令和 4（2022）年 7 月までは 20 名）で構成されています。

環境基本計画の策定にあたっては、新潟市環境基本条例により、当審議会の意見を聴くことが義務付けられています。

① 審議経過

| 開催日 | 会議内容 |
|-----------------------|--|
| 令和 3（2021）年 11 月 29 日 | 令和 3 年度第 1 回環境審議会 ・新潟市環境基本計画見直しの趣旨、スケジュール ・第 3 次新潟市環境基本計画の取組み状況の評価 |
| 令和 4（2022）年 3 月 29 日 | 令和 3 年度第 2 回環境審議会 ・環境基本計画骨子（案）の検討 |
| 7 月 27 日 | 令和 4 年度第 1 回環境審議会 ・環境基本計画骨子（案）、施策の方向の検討 |
| 10 月 27 日 | 令和 4 年度第 2 回環境審議会 |
| 12 月 27 日 | 令和 4 年度第 3 回環境審議会 |
| 令和 5（2023）年 2 月 7 日 | 令和 4 年度第 4 回環境審議会 |
| | 令和 4 年度第 5 回環境審議会 |

② 新潟市環境審議会委員名簿

| | 委員名 | 役職 |
|---|---------|------------------------|
| | 五十嵐 紀子 | 新潟医療福祉大学リハビリテーション学部准教授 |
| | 石崎 智美 | 新潟大学理学部助教 |
| | 伊藤 興亜※1 | 公募委員 |
| | 池田 稔※2 | 環境省関東地方環境事務所新潟事務所長 |
| ○ | 上村 都 | 新潟大学法学部教授 |
| | 梅津 了※2 | 新潟県県民生活・環境部参事・環境企画課長 |
| | 大塚 裕之 | 新潟地区環境保全連絡協議会会長 |
| | 覚張 昌一 | 新潟県環境局環境政策課長 |
| | 小池 俊夫 | 環境省関東地方環境事務所新潟事務所長 |
| | 佐々木 桐子 | 新潟国際情報大学経営情報学部准教授 |
| | 志賀 隆 | 新潟大学教育学部准教授 |
| | 菅井 清美 | 新潟県立大学名誉教授 |
| | 田辺 顕子 | 新潟薬科大学薬学部教授 |
| | 池主 透子 | T C - w a v e 代表 |
| | 藤堂 史明 | 新潟大学経済科学部准教授 |
| ◎ | 中平 浩人 | 新潟青陵大学大学院看護学研究科教授 |
| | 中村 恵子 | 新潟青陵大学大学院看護学研究科教授 |
| | 南波 秀憲 | 新潟商工会議所副会頭 |
| | 波多野 千代 | にいがた市民環境会議 |
| | 原田 直樹 | 新潟大学農学部教授 |
| | 細野 浩之 | 新潟市医師会理事 |
| | 真木 英明※1 | 公募委員 |
| | 山田 香代子 | 公募委員 |

- ・敬称略、五十音順
- ・表中の◎は会長、○は副会長
- ・※1の委員の任期は、令和4（2022）年7月31日まで
- ・※2の委員の任期は、令和4（2022）年3月31日まで

4 市民意見の聴取

環境基本計画策定の基礎資料とするため、環境に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 各調査の概要

① 新潟市民

無作為抽出した方を対象にアンケート調査を実施しました。(詳細な結果は●ページ参照)

| | |
|--------|--------------------------------|
| 調査実施時期 | 令和4年8月1日(月)～8月19日(金) |
| 調査対象 | 新潟市に住む18歳以上の男女1,500人 |
| 調査方法 | 住民基本台帳より無作為抽出 郵送またはWEBにより回答 |
| 回答数 | 777名(回収率51.8%) |

② 市民団体・事業者

環境保全活動に取り組む市民団体・事業者を対象にアンケート調査を実施し、2030年の新潟市の環境に向けて、各主体がどのようなことに取り組む必要があるか、意見を聴取しました。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 調査実施時期 | 令和4年9月22日(木)～10月21日(金) |
| 調査対象 | にいがた市民環境会議の会員団体(26団体) ※令和4年9月1日現在 |
| 調査方法 | 郵送またはメール、WEBにより回答 |
| 回答数 | 24団体(回収率92.3%) |

③ 環境保全活動に取り組む学生団体

環境保全活動に取り組む市内の学生団体(協力団体)を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回答をもとに、「新潟環境ネットワーク N-econet(ネコネット)」が主体となって、協力団体の学生たちがオンラインで意見交換を実施し、とりまとめ資料を作成しました。(詳細な結果は●ページ参照)

<協力団体(7団体)>(順不同)

- ・新潟環境ネットワーク N-econet(環境活動を行う学生をつなぐネットワーク団体)
- ・新潟大学 環境系サークルひまわり
- ・新潟大学 SDGs みらい研究会
- ・新潟県立大学 Nicolve
- ・新潟国際情報大学 環境研究部 NUISEco
- ・新潟国際情報大学 Rainbow World Project
- ・新潟医療福祉大学 レクア.コム部

(2) 調査結果の詳細

① 新潟市民

◆ 調査概要

1) 調査の目的

本市は、環境行政の総合的な計画である「新潟市環境基本計画」を平成27(2015)年4月に策定し、環境の保全に関する施策を行ってきました。この計画期間が令和4(2022)年度で終了することから、新潟市の環境に対する市民の意識等を把握し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

2) 調査方法

| | |
|--------|--------------------------------|
| ア 調査地域 | 新潟市全域 |
| イ 調査対象 | 新潟市住民基本台帳に登録されている満18歳以上の男女(個人) |
| ウ 標本数 | 1,500人 |
| エ 抽出方法 | 無作為抽出法 |
| オ 調査方法 | 郵送方式およびWEB方式(はがきによる督促1回) |
| カ 調査期間 | 令和4年8月1日(月)～8月19日(金) |

3) 回収結果

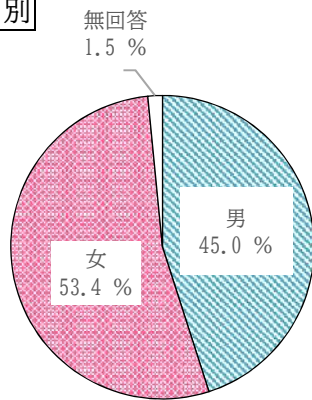
| 標本数 | 回収件数 | 回収率 |
|-------|------|-------|
| 1500人 | 777人 | 51.8% |

4) 集計・分析にあたって

- ・図表中の「n」とは回答者総数(または該当者質問での該当者数)のことで、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。
- ・結果は百分率(%)で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100%にならないことがあります。
- ・複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計は100%を超えることになります。
- ・本文及び図表中、意味をそこなわない範囲で簡略化した選択肢があります。

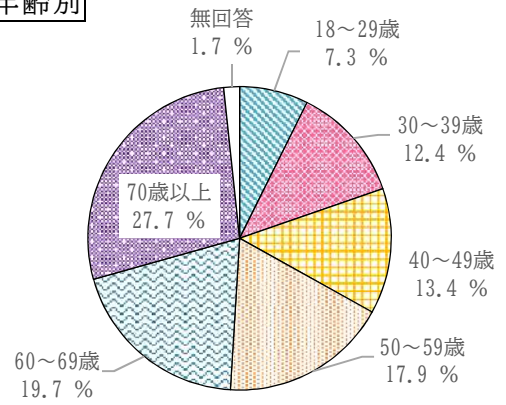
5) 回答者の特性

性別



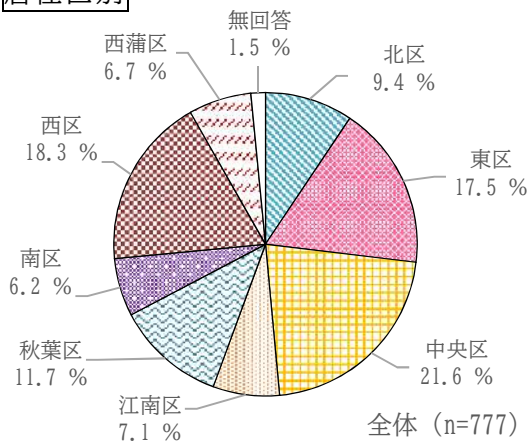
全体 (n=777)

年齢別



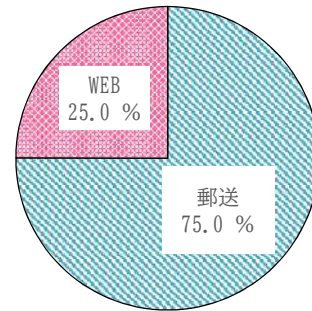
全体 (n=777)

居住区別



全体 (n=777)

回答方法別



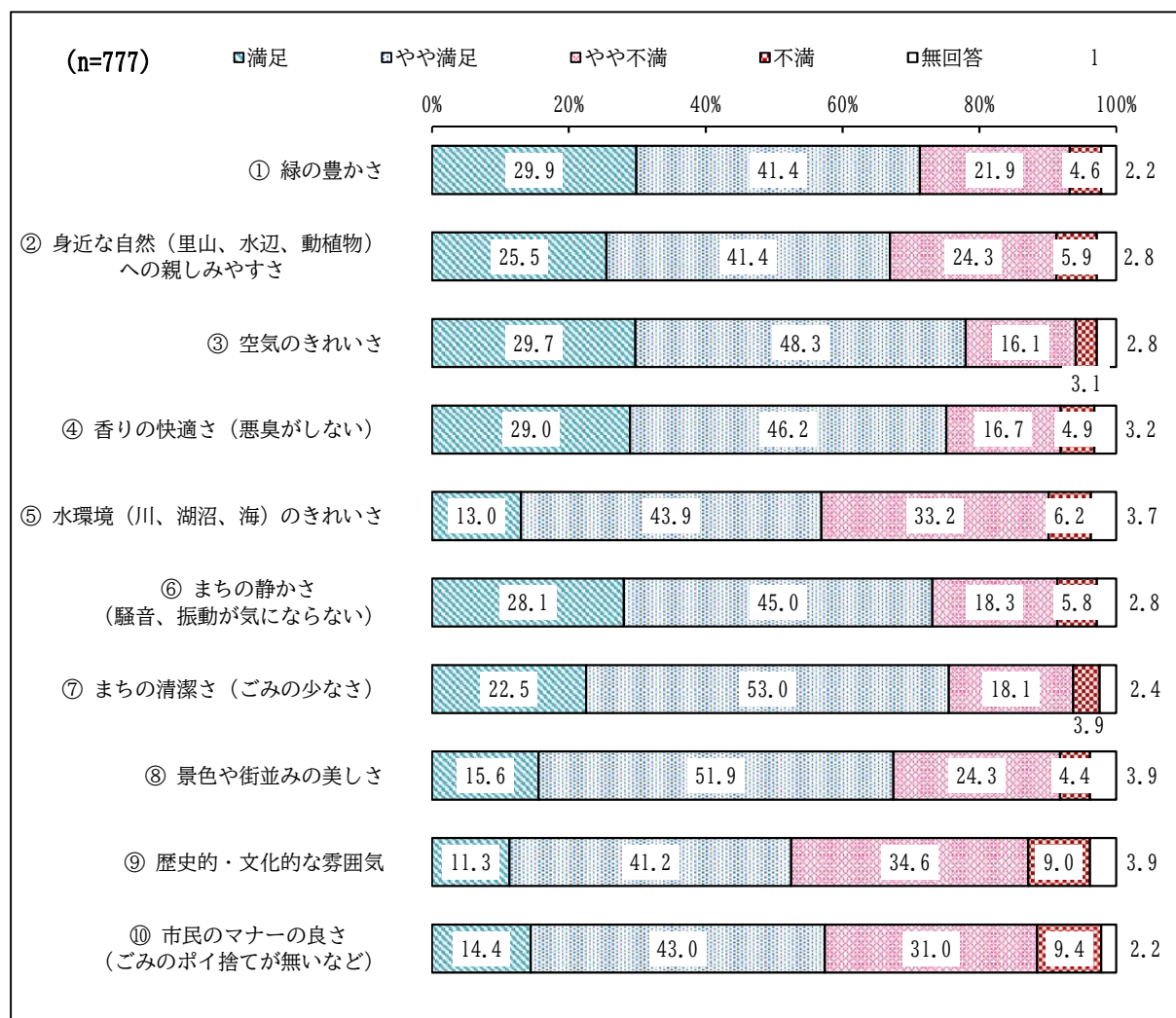
全体 (n=777)

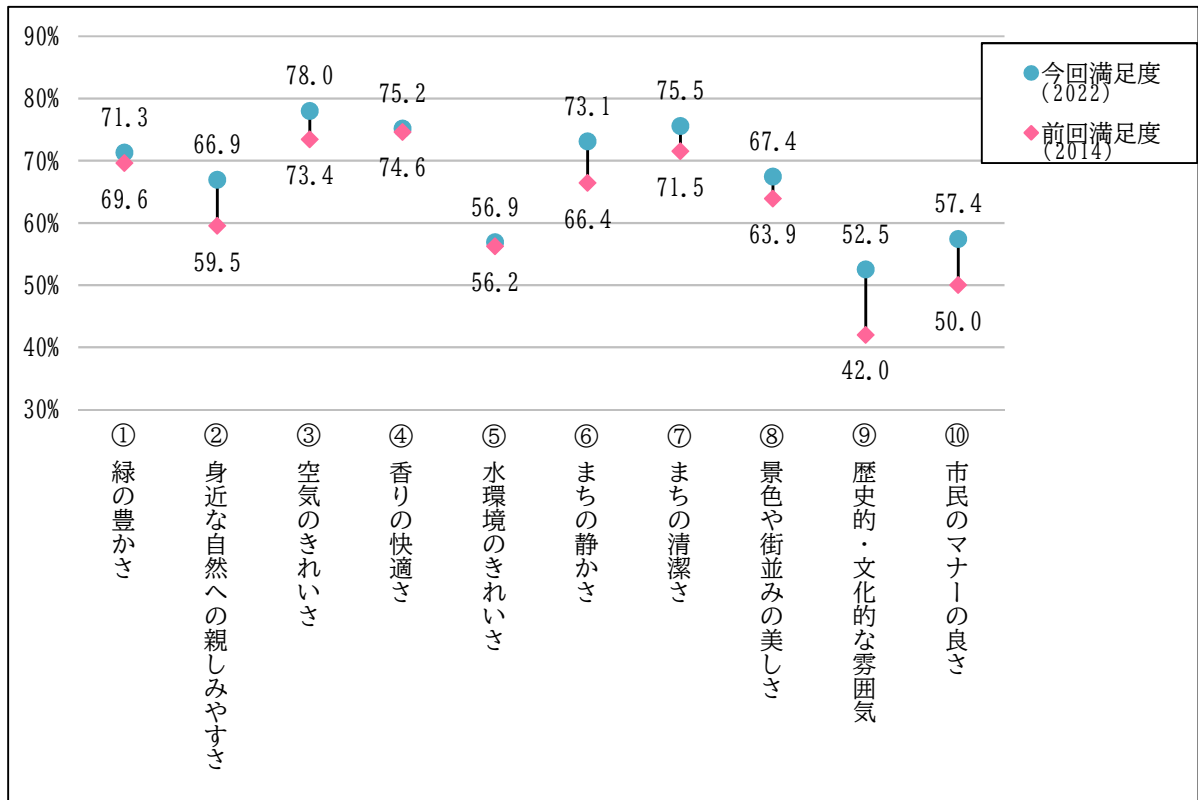
◆ 調査結果

1. 住んでいる周りの環境について

(1) 周辺の環境への満足度

問1 あなたのお住まい周辺の環境についてお尋ねします。
 次の①～⑩の項目に関する評価について、最も当てはまるものに○印をつけてください。





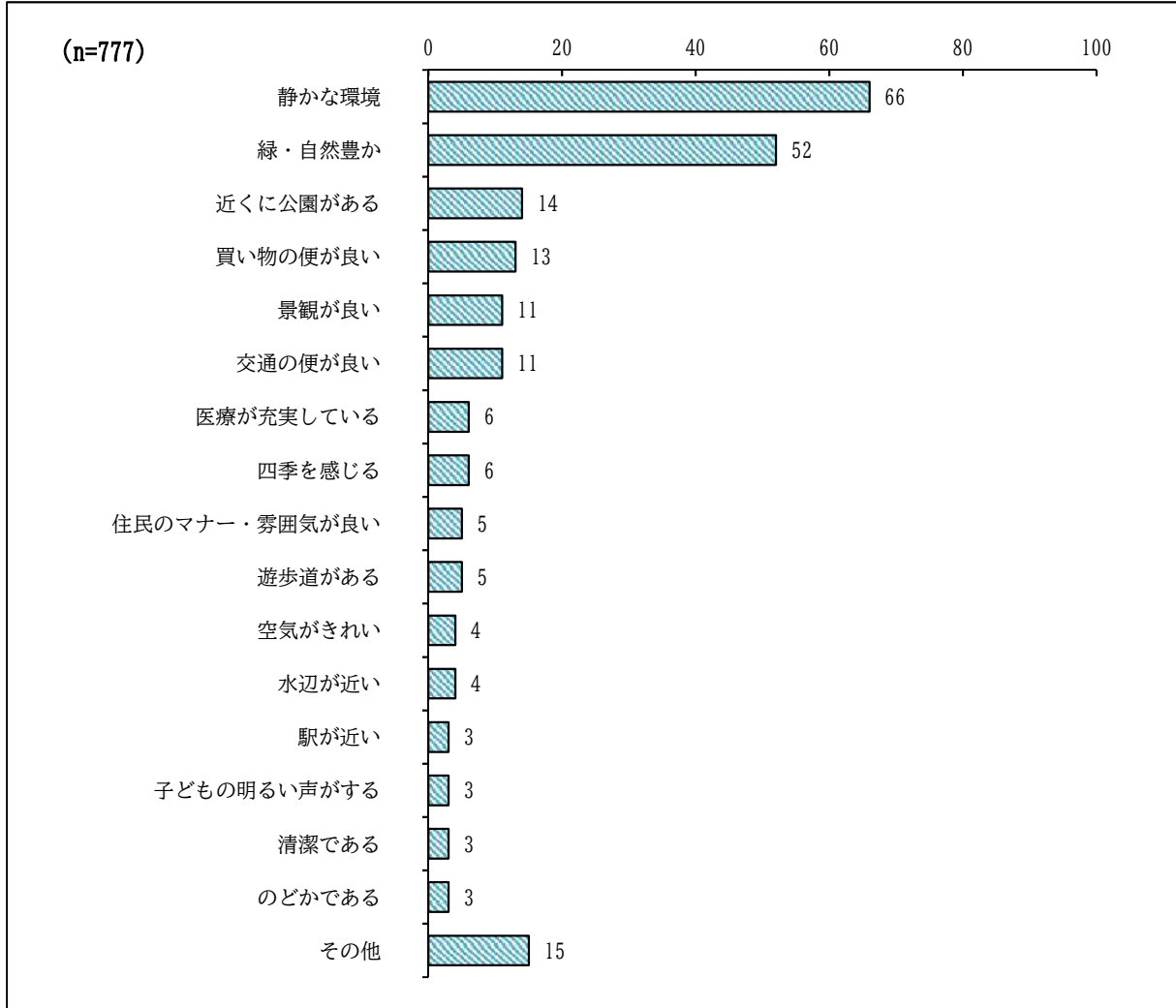
| ●今回【上位】 | | | ◆前回【上位】 | | |
|---------|-------------|-------|---------|-------------|-------|
| ① | 空気のきれいさ | 78.0% | ① | 香りの快適さ | 74.6% |
| ② | まちの清潔さ | 75.5% | ② | 空気のきれいさ | 73.4% |
| ③ | 香りの快適さ | 75.2% | ③ | まちの清潔さ | 71.5% |
| ●今回【下位】 | | | ◆前回【下位】 | | |
| ① | 歴史的・文化的な雰囲気 | 52.5% | ① | 歴史的・文化的な雰囲気 | 42.0% |
| ② | 水環境のきれいさ | 56.9% | ② | 市民のマナーの良さ | 50.0% |
| ③ | 市民のマナーの良さ | 57.4% | ③ | 水環境のきれいさ | 56.2% |

(2) 周辺の環境の非常に良い点・悪い点

問2 問1に関して、あなたのお住まいの周辺の環境について、非常に良い点、非常に悪い点などがありましたら、具体的にご記入ください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

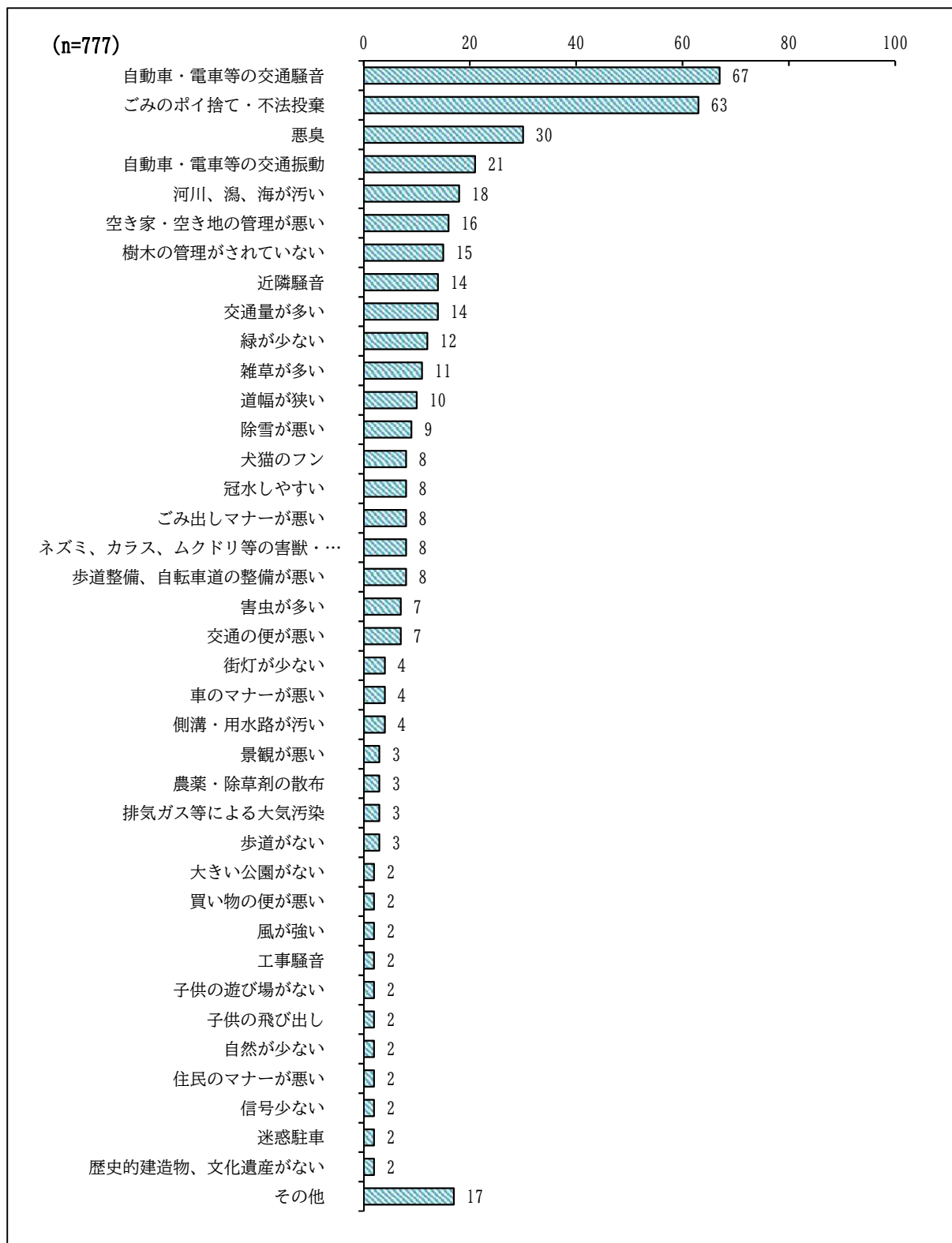
①住まいの周辺の環境で非常に良い点

(回答数)



②住まいの周辺の環境で非常に悪い点

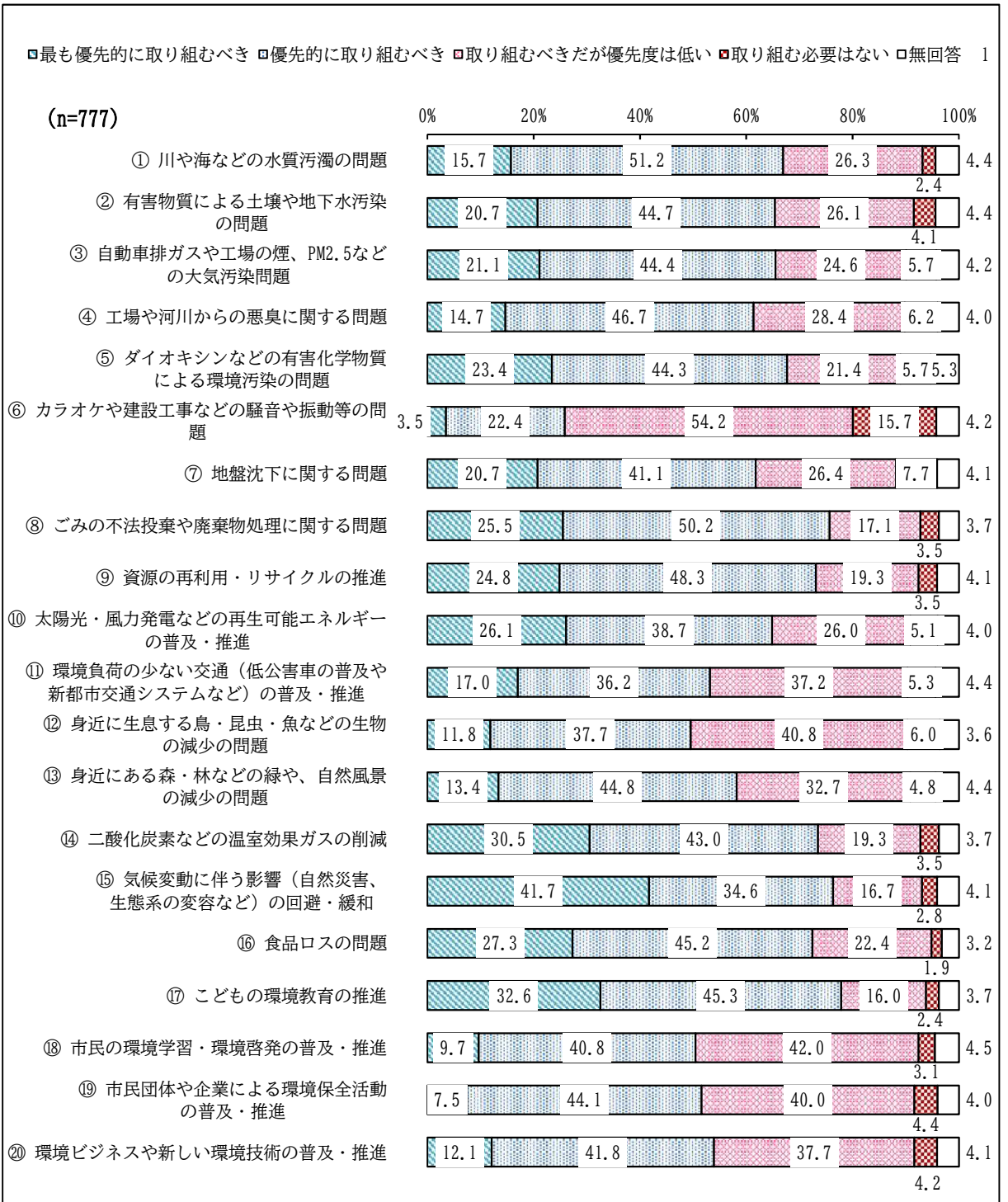
(回答数)

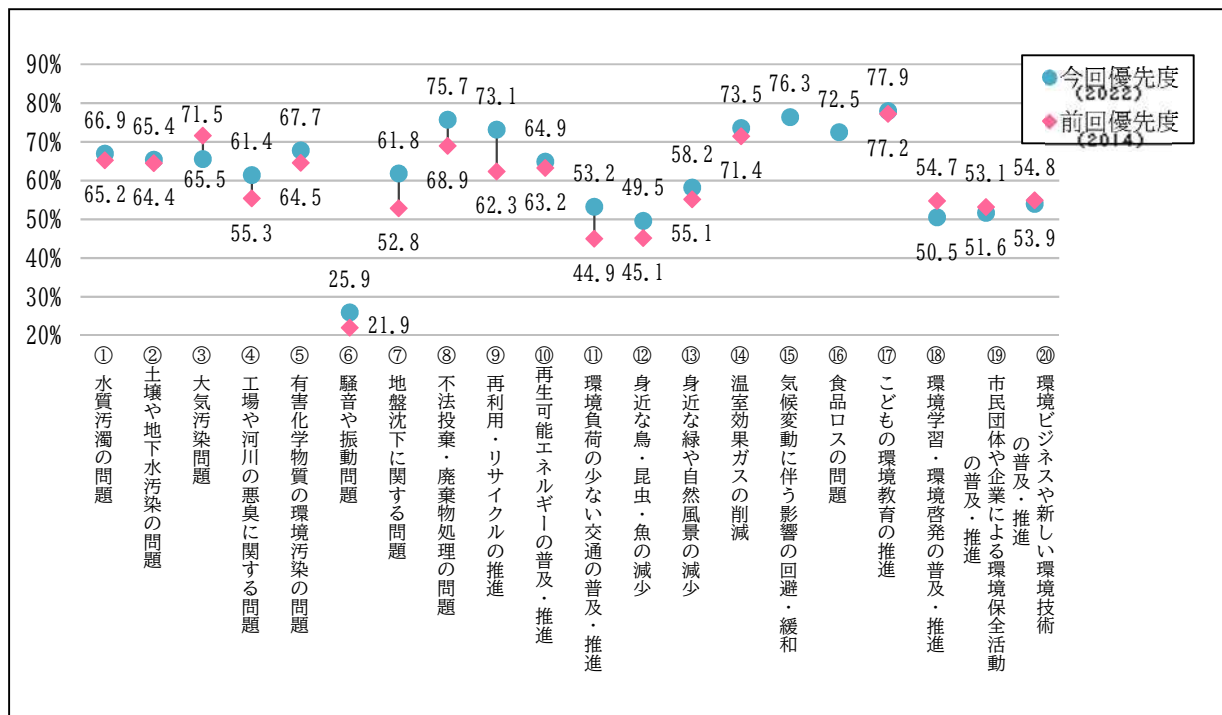


2. 環境課題への新潟市の取り組みについて

問3 次の①～⑳の項目について、新潟市全体（市民や企業や行政）の環境課題として、それぞれどのような優先度をもって取り組むべきとお考えですか。
 あなたの考えに最も当てはまるもの（1、2、3、4）に○印をつけてください。
 また、各項目に関して、平成27（2015）年度の状況と比べての改善傾向や、市の対策に対する評価について、最も当てはまるもの（A、B、C）に○印をつけてください。
 （取組優先度、改善傾向又は対策の評価のそれぞれあてはまるもの1つに○）

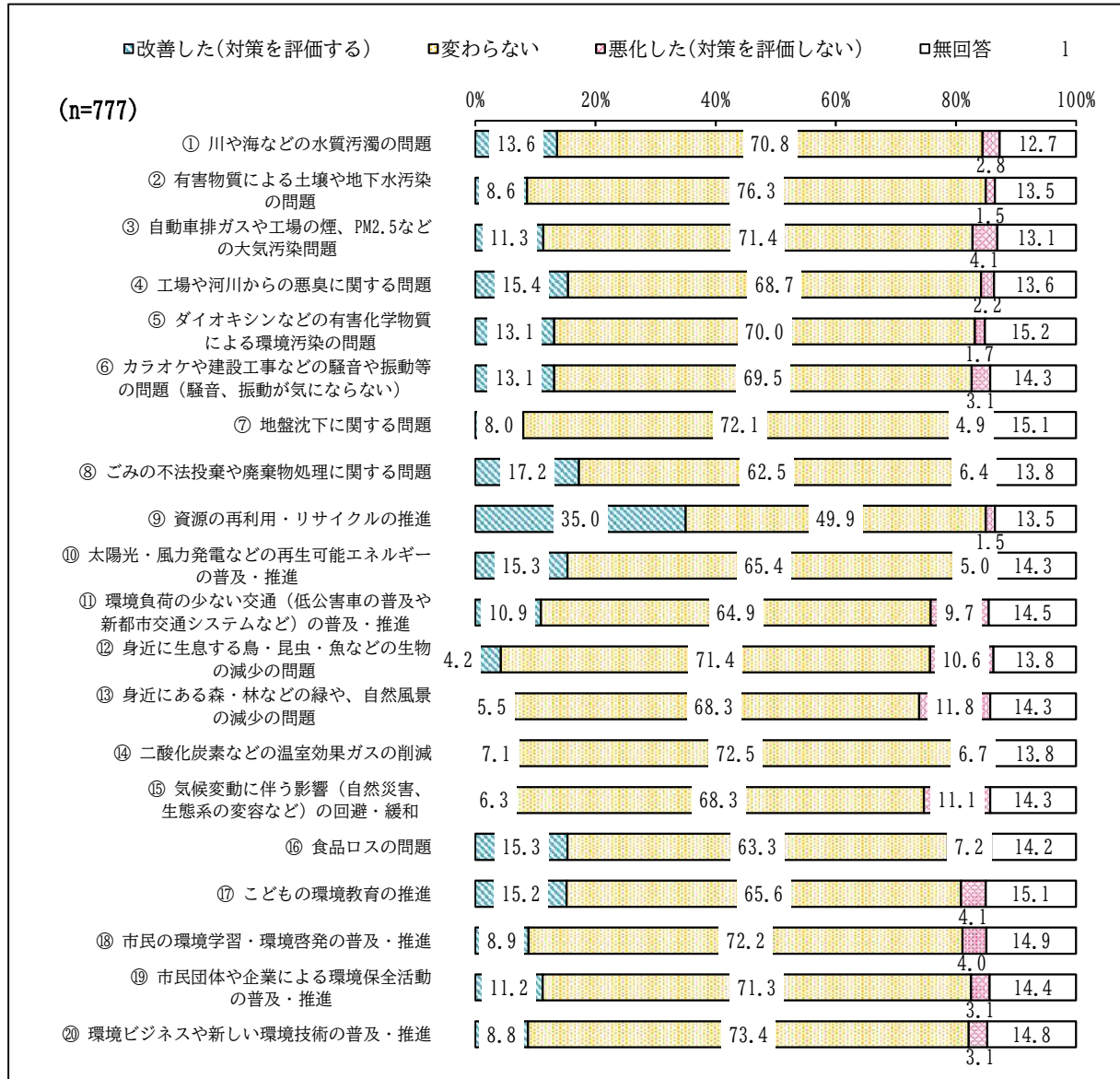
（1）環境課題への取り組み優先度





| ●今回【上位】 | | | ◆前回【上位】 | | |
|---------|------------------|-------|---------|------------------|-------|
| ① | こどもの環境教育の推進 | 77.9% | ① | こどもの環境教育の推進 | 77.2% |
| ② | 気候変動に伴う影響の回避・緩和 | 76.3% | ② | 大気汚染問題 | 71.5% |
| ③ | 不法投棄・廃棄物処理の問題 | 75.7% | ③ | 地球温暖化問題 | 71.4% |
| ④ | 温室効果ガスの削減 | 73.5% | ④ | 不法投棄・廃棄物処理の問題 | 68.9% |
| ⑤ | 再利用・リサイクルの推進 | 73.1% | ⑤ | 水質汚濁の問題 | 65.2% |
| ●今回【下位】 | | | ◆前回【下位】 | | |
| ① | 騒音・振動問題 | 25.9% | ① | 騒音・振動問題 | 21.9% |
| ② | 身近な鳥・昆虫・魚の減少 | 49.5% | ② | 環境負荷の少ない交通の普及・推進 | 44.9% |
| ③ | 環境学習・環境啓発の普及・推進 | 50.5% | ③ | 身近な鳥・昆虫・魚の減少 | 45.1% |
| ④ | 市民団体や企業の環境保全活動 | 51.6% | ④ | 酸性雨被害の問題 | 51.8% |
| ⑤ | 環境負荷の少ない交通の普及・推進 | 53.2% | ⑤ | 地盤沈下問題 | 52.8% |

(2) 環境課題への改善傾向又は対策への評価



【上位】

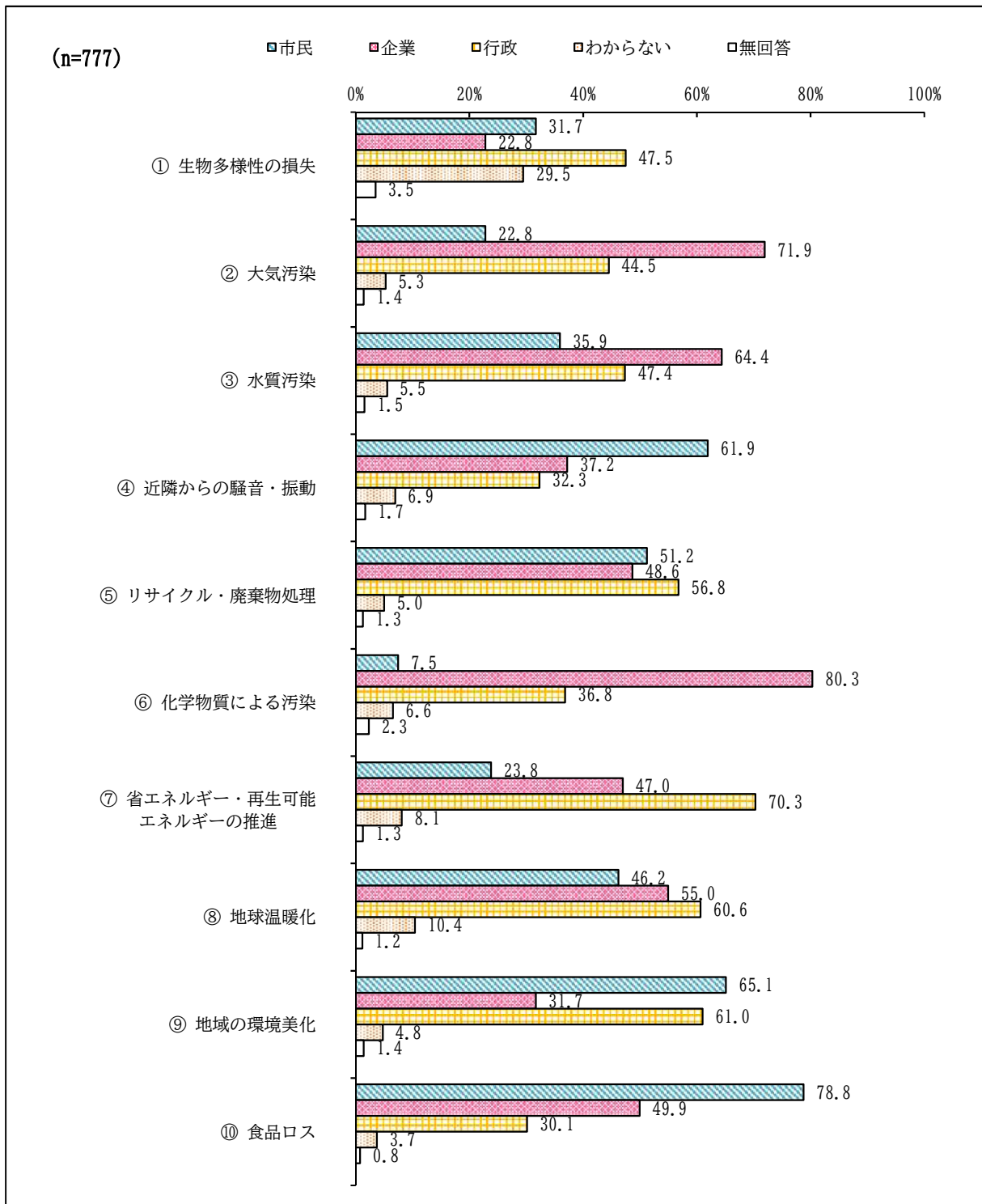
| 改善した(対策を評価する) | | |
|---------------|---------------------|-------|
| ① | 資源の再利用・リサイクルの推進 | 35.0% |
| ② | ごみの不法投棄や廃棄物処理に関する問題 | 17.2% |
| ③ | 工場や河川からの悪臭に関する問題 | 15.4% |

| 変わらない | | |
|-------|----------------------|-------|
| ① | 有害物質による土壌や地下水汚染の問題 | 76.3% |
| ② | 環境ビジネスや新しい環境技術の普及・推進 | 73.4% |
| ③ | 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減 | 72.5% |

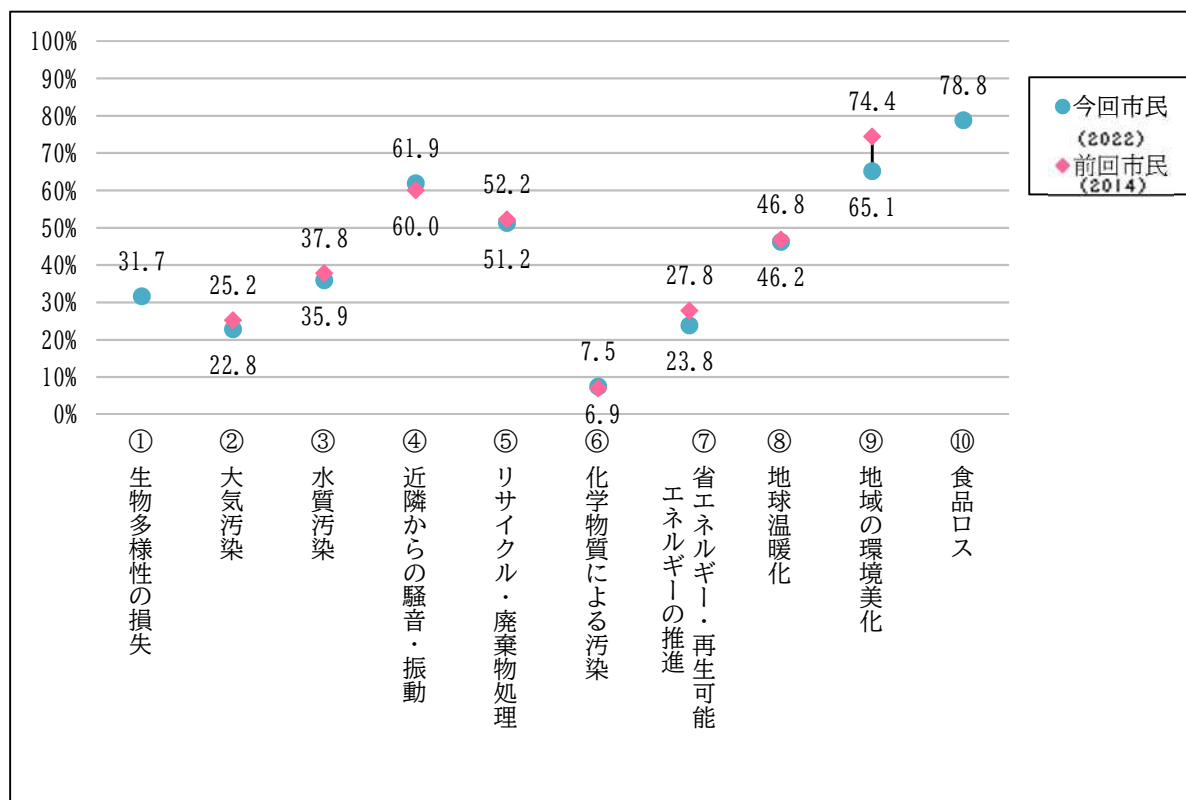
| 悪化した(対策を評価しない) | | |
|----------------|--------------------------------|-------|
| ① | 身近にある森・林などの緑や、自然風景の減少の問題 | 11.8% |
| ② | 気候変動に伴う影響(自然災害、生態系の変容など)の回避・緩和 | 11.1% |
| ③ | 身近に生息する鳥・昆虫・魚などの生物の減少の問題 | 10.6% |

(3) 環境に関する課題に取り組むべき主体

問4 次の①～⑩の環境に関する課題を解決するためには、誰の努力が最も必要だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えにあてはまるものを選んで番号に○印をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

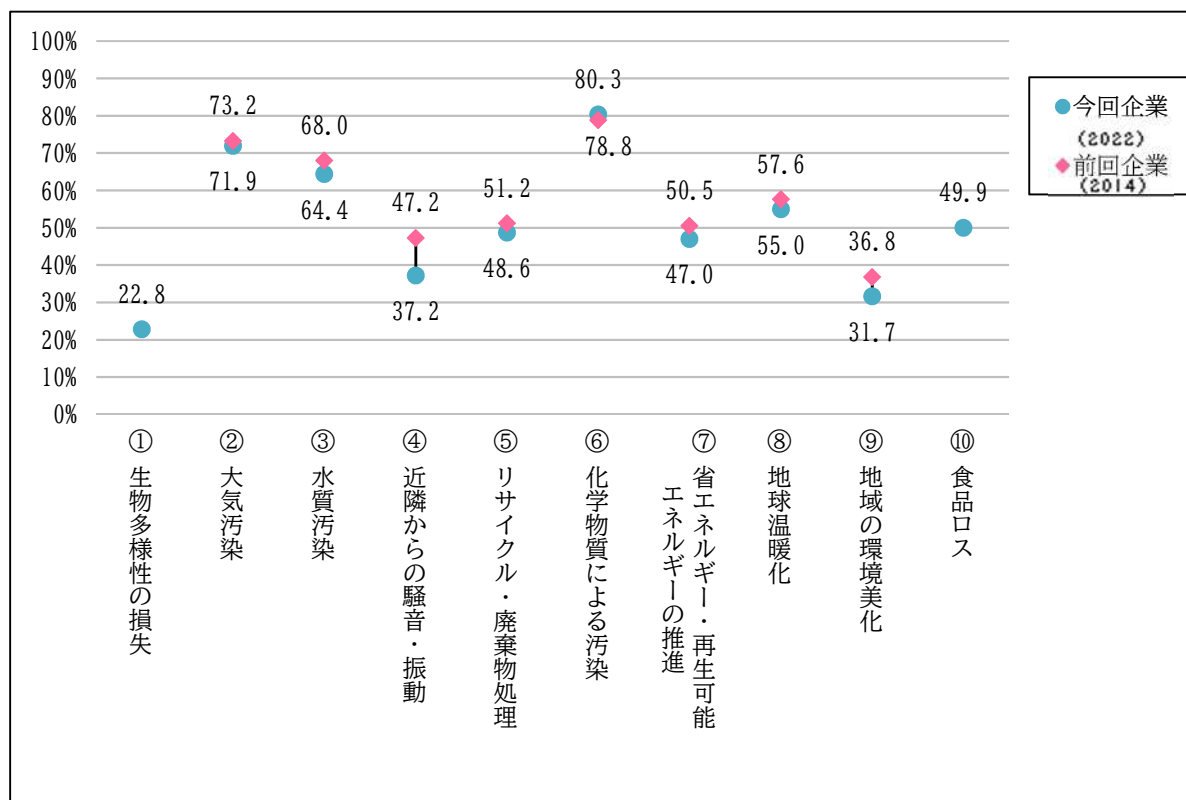


・市民



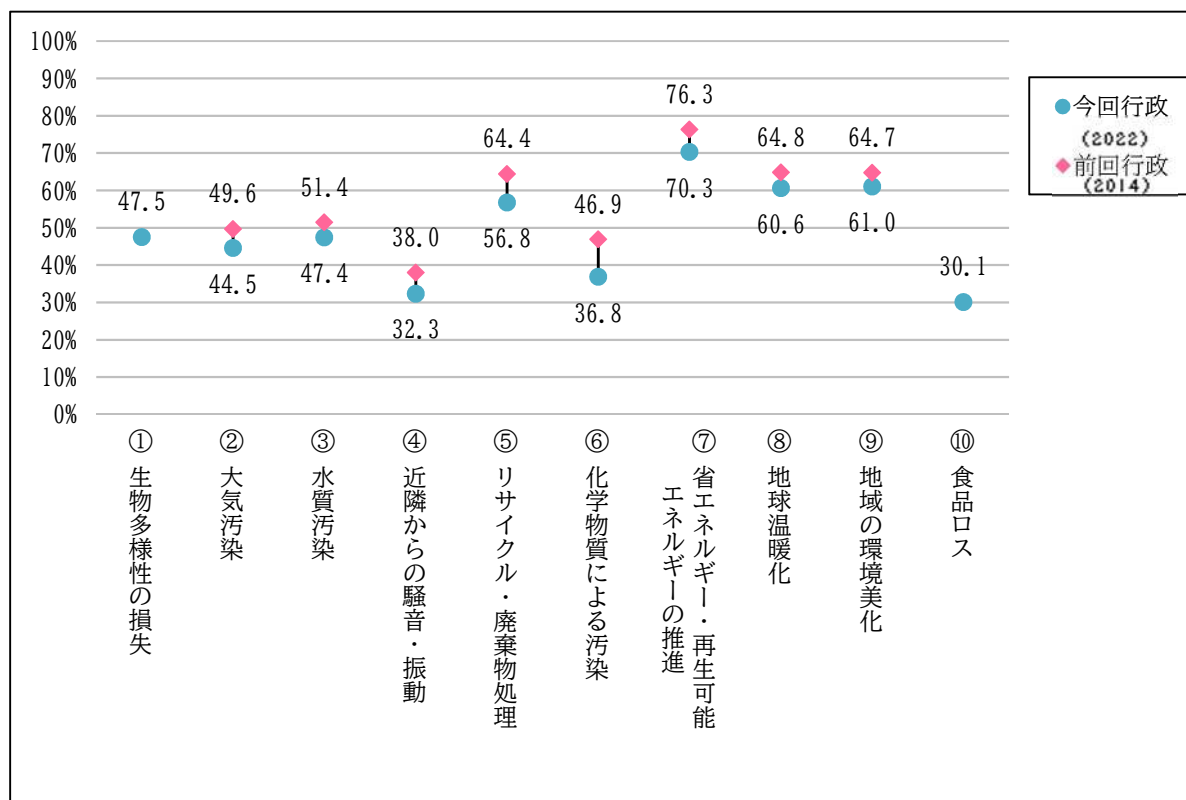
| ●今回【市民上位】 | | | ◆前回【市民上位】 | | |
|-----------|------------------|-------|-----------|------------------|-------|
| ① | 食品ロス | 78.8% | ① | 地域の環境美化 | 74.4% |
| ② | 地域の環境美化 | 65.1% | ② | 近隣からの騒音・振動 | 60.0% |
| ③ | 近隣からの騒音・振動 | 61.9% | ③ | リサイクル・廃棄物処理 | 52.2% |
| ●今回【市民下位】 | | | ◆前回【市民下位】 | | |
| ① | 化学物質による汚染 | 7.5% | ① | 化学物質による汚染 | 6.9% |
| ② | 大気汚染 | 22.8% | ② | 大気汚染 | 25.2% |
| ③ | 省エネ・再生可能エネルギーの推進 | 23.8% | ③ | 省エネ・再生可能エネルギーの推進 | 27.8% |

・ 企業



| ● 今回【企業上位】 | | | ◆ 前回【企業上位】 | | |
|------------|------------|-------|------------|---------------|-------|
| ① | 化学物質による汚染 | 80.3% | ① | 化学物質による汚染 | 78.8% |
| ② | 大気汚染 | 71.9% | ② | 大気汚染 | 73.2% |
| ③ | 水質汚染 | 64.4% | ③ | 水質汚染 | 68.0% |
| ● 今回【企業下位】 | | | ◆ 前回【企業下位】 | | |
| ① | 生物多様性の損失 | 22.8% | ① | 地域の環境美化 | 36.8% |
| ② | 地域の環境美化 | 31.7% | ② | 自然環境の減少・破壊の防止 | 46.6% |
| ③ | 近隣からの騒音・振動 | 37.2% | ③ | 近隣からの騒音・振動 | 47.2% |

・ 行政

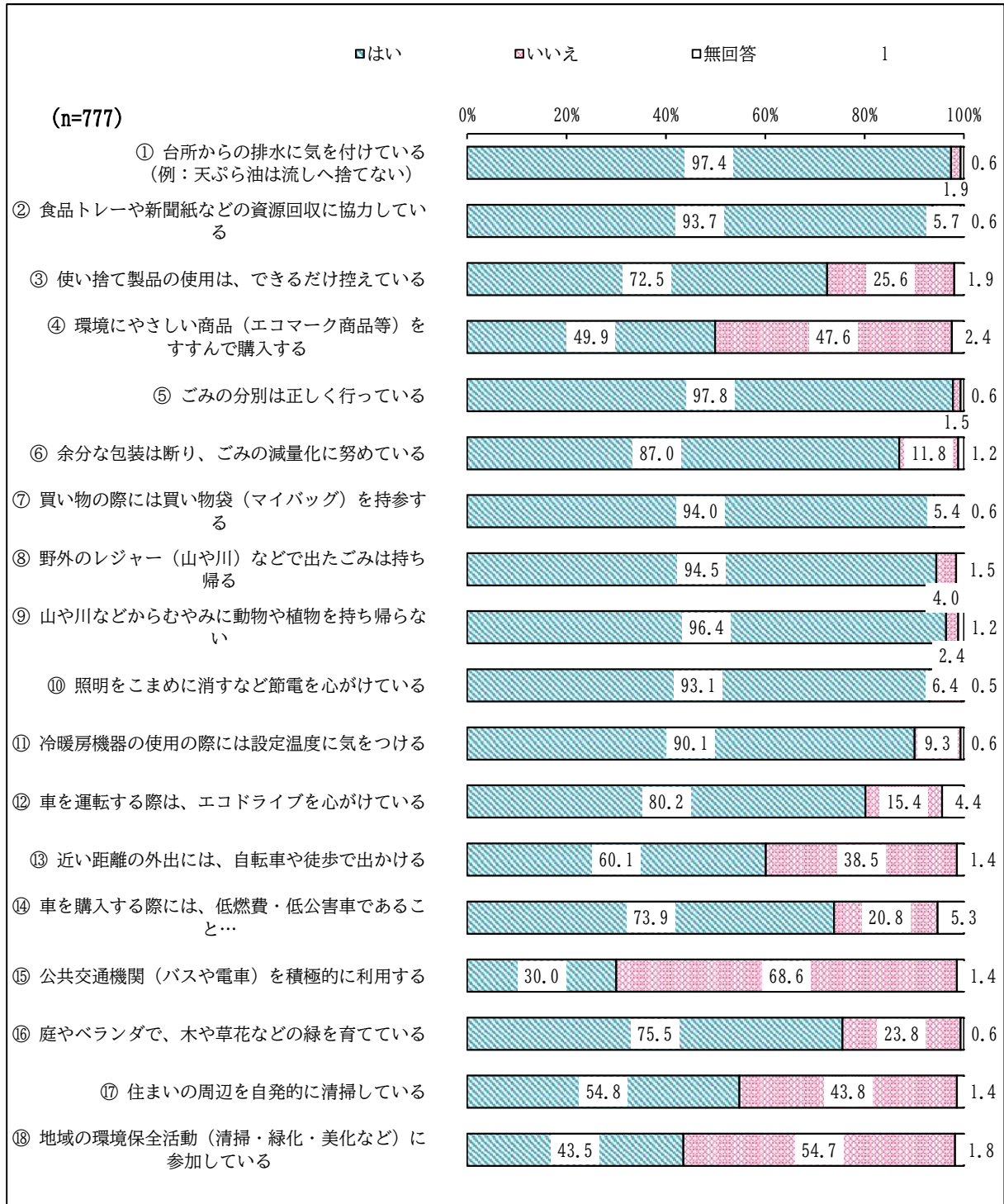


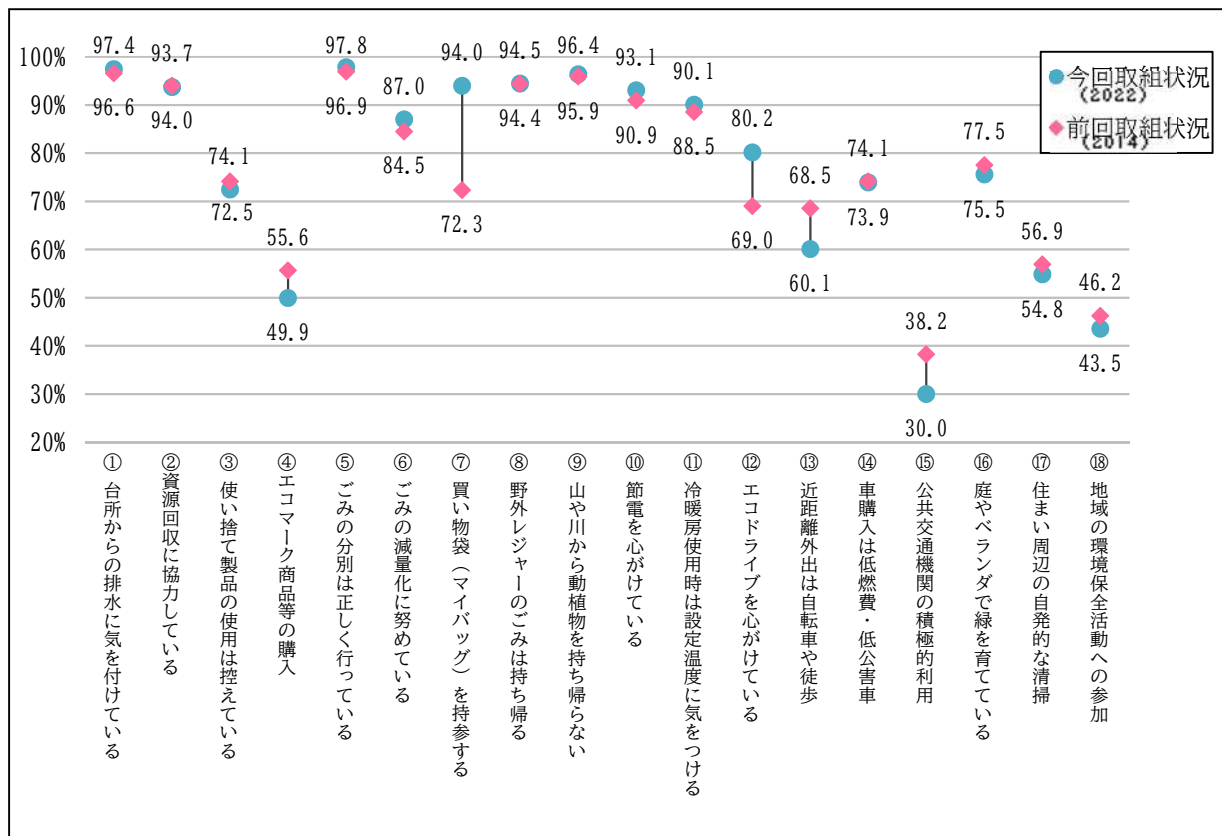
| ●今回【行政上位】 | | | ◆前回【行政上位】 | | |
|-----------|------------------|-------|-----------|------------------|-------|
| ① | 省エネ・再生可能エネルギーの推進 | 70.3% | ① | 省エネ・再生可能エネルギーの推進 | 76.3% |
| ② | 地域の環境美化 | 61.0% | ② | 自然環境の減少・破壊の防止 | 68.0% |
| ③ | 地球温暖化 | 60.6% | ③ | 地球温暖化 | 64.8% |
| ●今回【行政下位】 | | | ◆前回【行政下位】 | | |
| ① | 食品ロス | 30.1% | ① | 近隣からの騒音・振動 | 38.0% |
| ② | 近隣からの騒音・振動 | 32.3% | ② | 化学物質による汚染 | 46.9% |
| ③ | 化学物質による汚染 | 36.8% | ③ | 大気汚染 | 49.6% |

3. 環境を良くする行動について

問5 次の①～⑮は環境を守るために役立つ取り組みの一例です。
 普段のあなたの生活にあてはめて、「はい」「いいえ」でお答えください。
 (番号に○印を記入)
 また、「いいえ」を選んだ項目について、その取り組みができない理由を下記の
 1～8から一つ選んで、番号を「いいえの理由」の欄に記入ください。

(1) 環境を良くする行動の取り組み状況

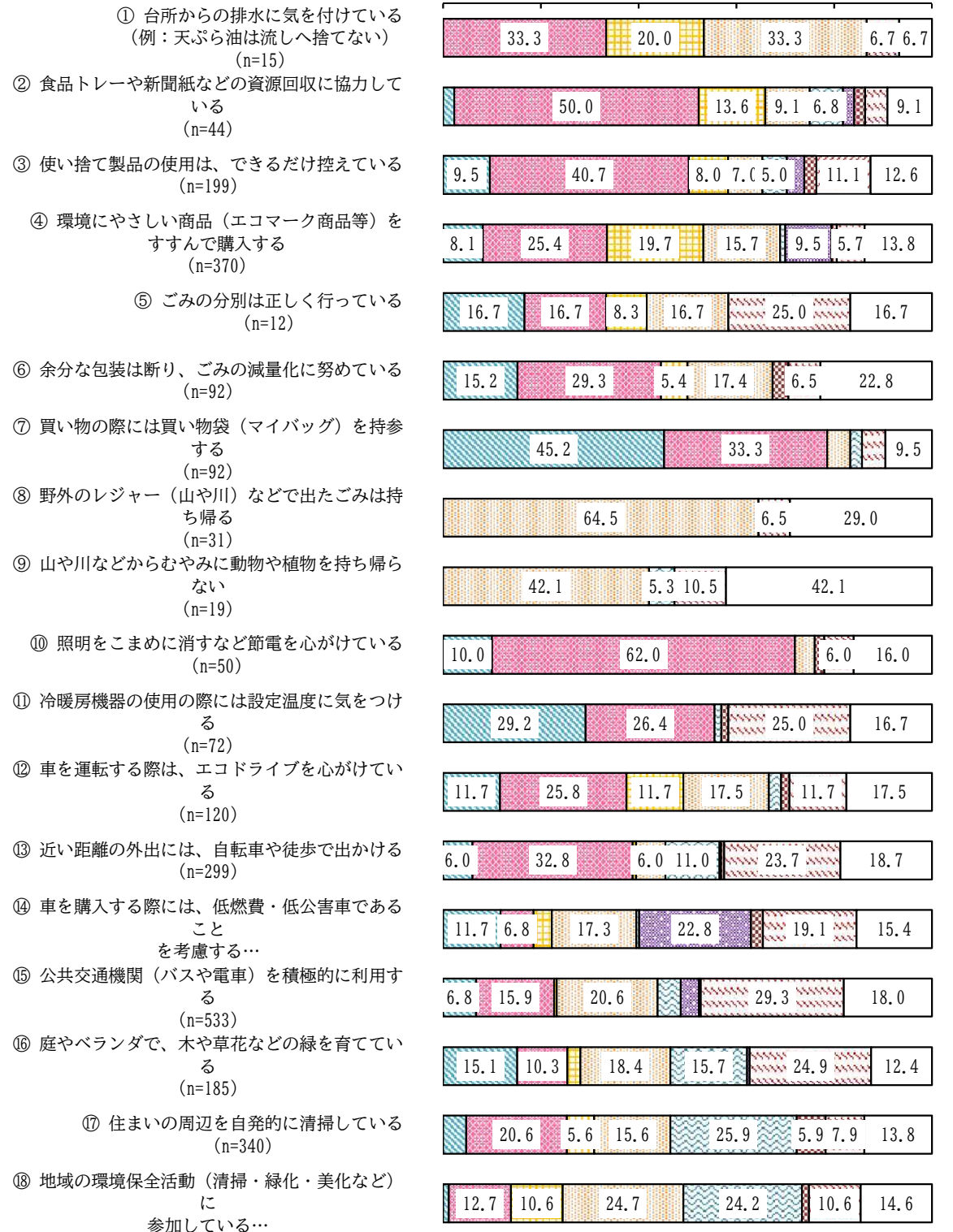




| ●今回【上位】 | | | ◆前回【上位】 | | |
|---------|------------------|-------|---------|-----------------|-------|
| ① | ごみの分別は正しく行っている | 97.8% | ① | ごみの分別は正しく行っている | 96.9% |
| ② | 台所からの排水に気を付けている | 97.4% | ② | 台所からの排水に気を付けている | 96.6% |
| ③ | 山や川から動植物を持ち帰らない | 96.4% | ③ | 山や川から動植物を持ち帰らない | 95.9% |
| ④ | 野外レジャーのごみは持ち帰る | 94.5% | ④ | 野外レジャーのごみは持ち帰る | 94.4% |
| ⑤ | 買い物袋（マイバッグ）を持参する | 94.0% | ⑤ | 資源回収に協力している | 94.0% |
| ●今回【下位】 | | | ◆前回【下位】 | | |
| ① | 公共交通機関の積極的利用 | 30.0% | ① | 公共交通機関の積極的利用 | 38.2% |
| ② | 地域の環境保全活動への参加 | 43.5% | ② | 地域の環境保全活動への参加 | 46.2% |
| ③ | エコマーク商品等の購入 | 49.9% | ③ | エコマーク商品等の購入 | 55.6% |
| ④ | 住まい周辺の自発的な清掃 | 54.8% | ④ | 住まい周辺の自発的な清掃 | 56.9% |
| ⑤ | 近距離外出は自転車や徒歩 | 60.1% | ⑤ | 近距離外出は自転車や徒歩 | 68.5% |

(2) 「いいえ」の（取り組んでいない）理由

- 必要と思わない
- 取り組み方がわからない
- 取り組む時間がない
- 自分だけ取り組んでも意味がない
- 無回答
- 必要と思うが面倒だ
- 取り組む機会がない
- 費用がもったいない
- 取り組みたいが、行動できる環境にない

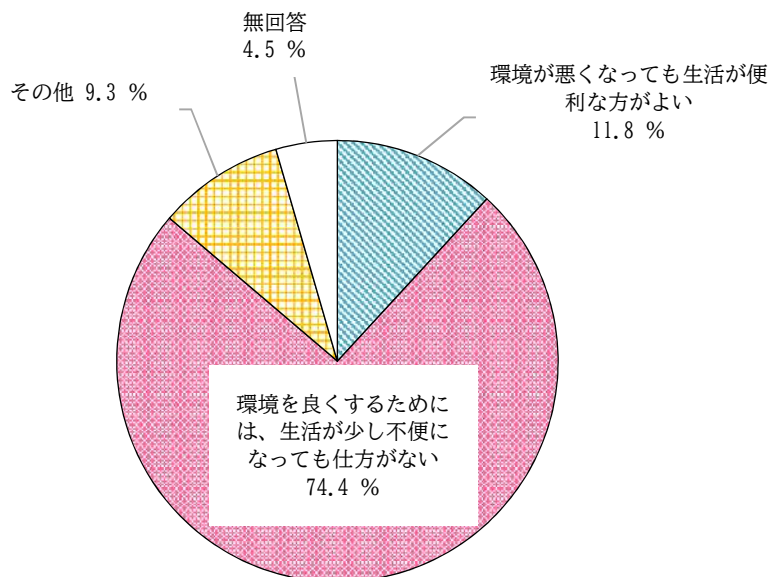


※5.0%未満は値非表示

(3) 環境を良くする対策と現在の生活について

問6 環境を良くする対策を進めていくと、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくることが考えられますが、これについて、あなたの考えに最も近いものを一つ選んで、番号に○印をつけてください。(○は一つ記入)

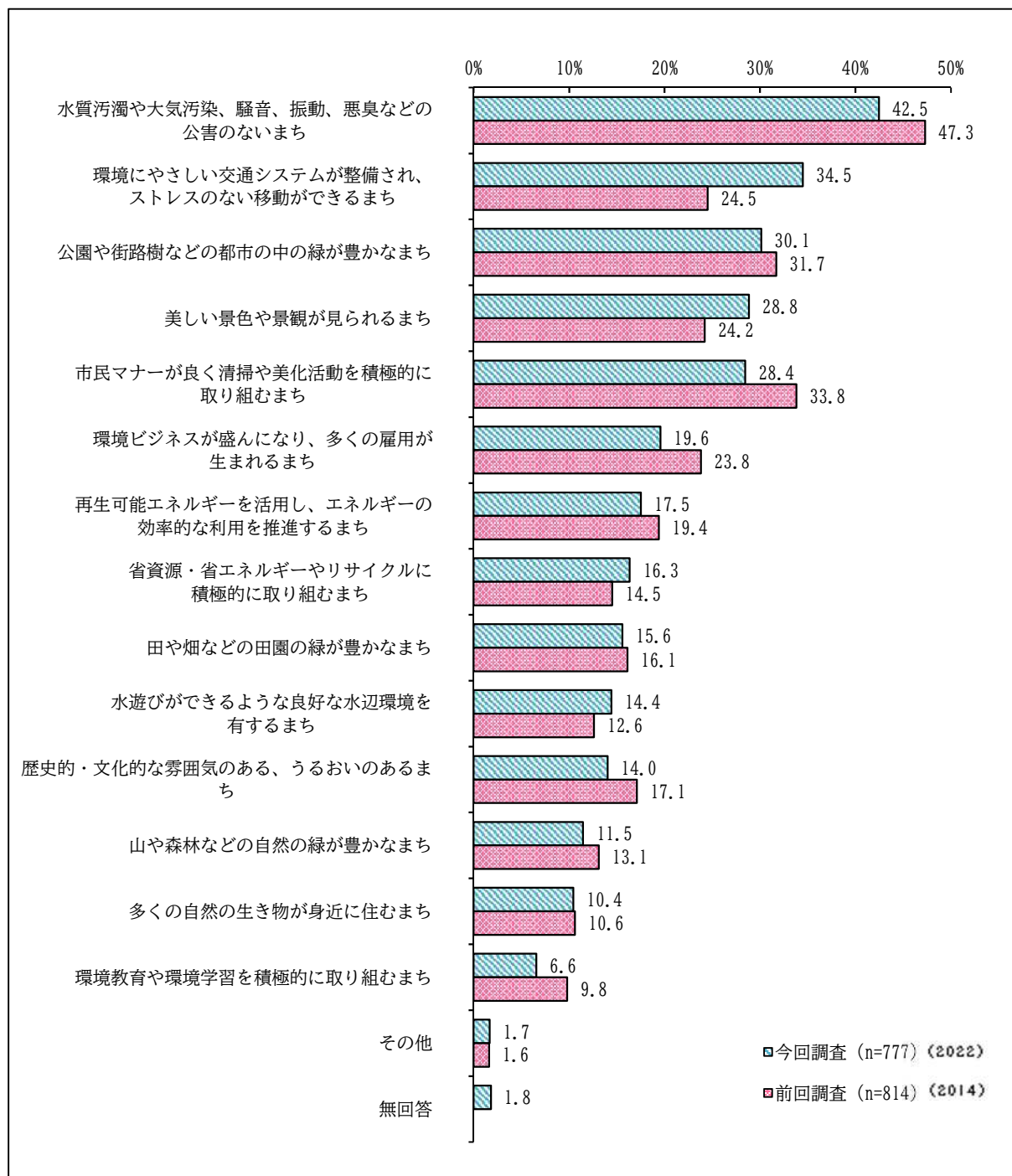
全体 (n=777)



4. 将来の新潟市の都市像について

(1) 将来の望ましい新潟市の都市像

問7 将来の望ましい新潟市の都市像（環境に関するもの）について、あなたが思うものを下の中から三つ選んで、番号に○印を付けてください。（○は三つ記入）



| ●今回【上位】 | | |
|---------|------------------------------------|-------|
| ① | 水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち | 42.5% |
| ② | 環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち | 34.5% |
| ③ | 公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち | 30.1% |
| ④ | 美しい景色や景観が見られるまち | 28.8% |
| ⑤ | 市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち | 28.4% |

| ◆前回【上位】 | | |
|---------|------------------------------------|-------|
| ① | 水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち | 47.3% |
| ② | 市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち | 33.8% |
| ③ | 公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち | 31.7% |
| ④ | 環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち | 24.5% |
| ⑤ | 美しい景色や景観が見られるまち | 24.2% |

(2) 後世に残したい環境

問8 あなたの身近な環境で、後世に残したいと思うものをお書きください。
 (例) 福島潟の自然、萬代橋～やすらぎ堤の水辺、のどかな田園風景、新津の里山、角田山の自然、海辺の松林

ワードクラウド図では、文章中で出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に
 応じた大ききで図示しています。回答に出現する回数が多かったワードは「自然」「田
 園風景」「やすらぎ堤」「水辺」「公園」「萬代橋」「鳥屋野潟」等となっています。

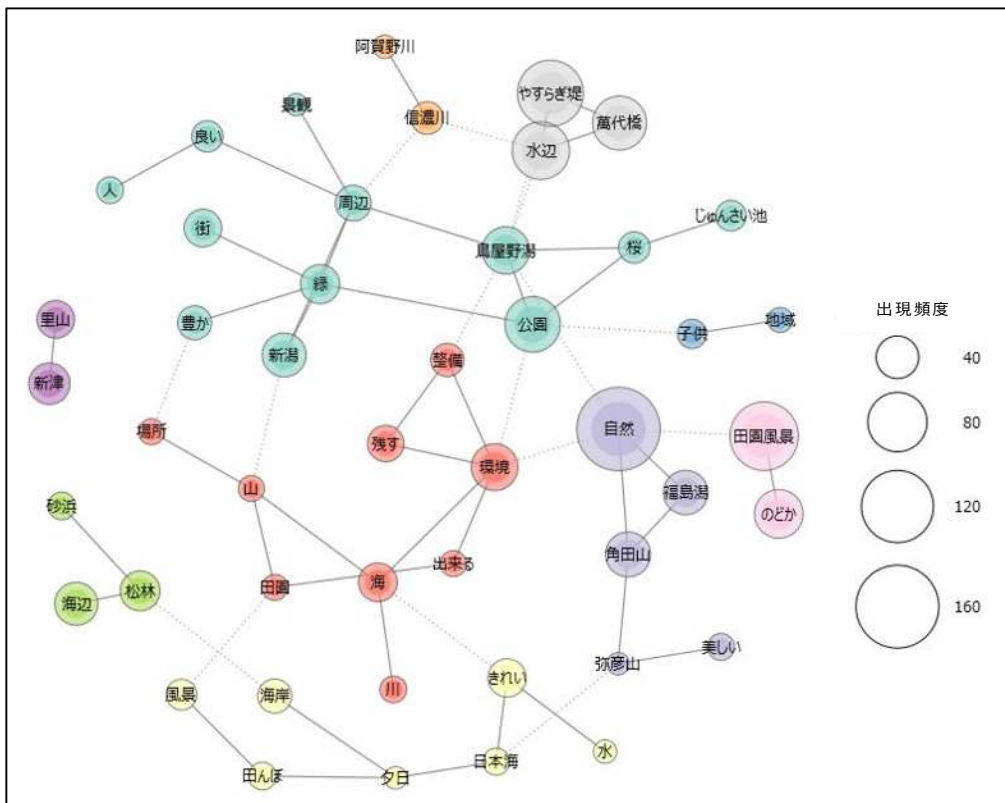
また、共起ネットワーク図では、単語が共通に出現する関係（共起関係）を円と線で
 表示しています。

【ワードクラウド図】



| 抽出語 | 出現回数 | 抽出語 | 出現回数 |
|-------|------|--------|------|
| 自然 | 162 | 緑 | 34 |
| 田園風景 | 108 | 海 | 33 |
| やすらぎ堤 | 100 | きれい | 32 |
| 水辺 | 75 | 街 | 31 |
| 公園 | 70 | 里山 | 31 |
| 萬代橋 | 66 | 残す | 29 |
| のどか | 53 | 周辺 | 28 |
| 鳥屋野潟 | 50 | 海岸 | 25 |
| 環境 | 49 | 豊か | 25 |
| 角田山 | 45 | 整備 | 24 |
| 福島潟 | 44 | 信濃川 | 23 |
| 新潟 | 43 | 桜 | 21 |
| 海辺 | 41 | 良い | 21 |
| 新津 | 38 | じゅんさい池 | 20 |
| 松林 | 35 | 風景 | 20 |

【共起ネットワーク図】



③ 環境保全活動に取り組む学生団体

【学生団体が作成したまとめ資料】

